

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	北陸電気工事株式会社		コード	1930
提出日	2026/6/1	異動(予定)日	2026/6/26	
独立役員届出書の提出理由	第112回定時株主総会において社外役員の選任議案が付議されるため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
1	佐野 みゆき	社外取締役	○														○		有
2	多賀 満	社外取締役	○														△		有
3	南 果	社外取締役	○														○		有
4	新田 真之	社外監査役	○														○		有
5	南 直樹	社外監査役	○														○	新任	有
6	槻 亜希子	社外監査役	○														○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		複数企業の経営層としての経験を有しており、その豊富な経験と幅広い見識を活かして、客観的な立場で当社経営の適正な運営について助言や指導をいただくことに適任と考えたためです。これらの経験及び見識に基づき、当社の持続的成長及び企業価値向上、特に投資政策、人事・人材開発及びリスク管理分野をはじめとした経営監督機能の強化のため尽力いただくことを期待しております。 加えて、東京証券取引所が定める独立性の基準を満たしており、一般株主との利益相反もないと考えられることから、独立役員に指定するものであります。
2	多賀満氏は、2018年6月まで株式会社北陸銀行の常務執行役員、2023年6月まで北陸コンピュータ・サービス株式会社の代表取締役社長でありました。当社と株式会社北陸銀行、北陸コンピュータ・サービス株式会社との間に取引が存在しておりますが、取引の規模に照らして、当社の意思決定および株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	複数企業の経営層としての経験を有しており、その豊富な経験と幅広い見識を活かして、客観的な立場で当社経営の適正な運営について助言や指導をいただくことに適任と考えたためです。これらの経験及び見識に基づき、当社の持続的成長及び企業価値向上、特に投資政策及びリスク管理分野をはじめとした経営監督機能の強化のため尽力いただくことを期待しております。 加えて、東京証券取引所が定める独立性の基準を満たしており、一般株主との利益相反もないと考えられることから、独立役員に指定するものであります。
3		弁護士として会社法務に関する知識と経験を有しており、法律の専門家としての高い見識を活かして、客観的な立場で当社経営の適正な運営について助言や指導をいただくことに適任と考えたためです。これらの経験及び見識に基づき、当社の持続的成長及び企業価値向上、特にリスク管理及び法務分野をはじめとした経営監督機能の強化のため尽力いただくことを期待しております。 加えて、東京証券取引所が定める独立性の基準を満たしており、一般株主との利益相反もないと考えられることから、独立役員に指定するものであります。
4		税理士として税法に関する知識と経験を有しており、財務及び会計に関する高い見識を活かして、社外の立場で当社の取締役の業務執行等の適法性について客観的・中立的な監査をしていただくことに適任と考えたためです。 加えて、東京証券取引所が定める独立性の基準を満たしており、一般株主との利益相反もないと考えられることから、独立役員に指定するものであります。
5	南直樹氏は、2022年6月まで株式会社北陸銀行の常務執行役員、2023年6月まで株式会社北陸カード代表取締役社長、2026年6月まで北銀リース株式会社代表取締役社長でありました。当社と株式会社北陸銀行との間に取引が存在しておりますが、取引の規模に照らして、当社の意思決定および株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	金融機関での経営層としての経験を有しており、その豊富な経験と幅広い見識を活かして、社外の立場で当社の取締役の業務執行等の適法性について客観的、中立的な監査をしていただくことに適任と考えたためです。 加えて、東京証券取引所が定める独立性の基準を満たしており、一般株主との利益相反もないと考えられることから、独立役員に指定するものであります。
6		公認会計士・税理士として企業の監査・税務業務に関する知識と経験を有しており、財務及び会計に関する高い見識を活かして、社外の立場で当社の取締役の業務執行等の適法性について客観的、中立的な監査をしていただくことに適任と考えたためです。なお、同氏は、直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しております。 加えて、東京証券取引所が定める独立性の基準を満たしており、一般株主との利益相反もないと考えられることから、独立役員に指定するものであります。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~の各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。